	⑶　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 ⑸　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数 ⑹　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 ⑺　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 ⑻　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数 ⑼　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数 ⑽　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数 ⑾　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数 ⑿　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数 ⒀　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数 ⒁　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第四条　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ～ヌ　（略） ル　介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(I)イ　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数	**別表** 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ～ヌ　（略） ル　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(I)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数